

長崎港輸出コンテナ助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、長崎港活性化センター（以下、「センター」という。）が、長崎港のコンテナ航路を利用する企業に対し、コンテナ貨物の輸出に要する経費の一部を、予算の範囲内で助成することにより、長崎港における新たな輸出貨物の発掘と取扱貨物の増量を図り、もって長崎港における貿易活動の拡大に寄与することを目的とする。

(助成対象者)

第2条 助成金は、次の各号に掲げる要件を満たす企業（個人事業者を含む。以下同じ。）が荷主となる場合に交付するものとする。この場合において、商社等との契約により、当該企業が直接荷主とならない場合は、実質上の荷主であることが確認できることを条件に、実質上の荷主を助成対象者とする。ただし、1TEUに満たない小口混載貨物は除く。 ※ 1TEUとは20フィートコンテナ貨物1個を指す。
(1) 国内に事業所を有し、1年以上事業活動を継続しているもの。
(2) 長崎港において、当該年度内に輸出を行ったもの。

(助成金の額等)

第3条 助成金の額は、1TEUにつき、10,000円を助成することとする。なお、1FEUは、2TEUとして取り扱う。 ※1FEUとは40フィートコンテナ貨物1個を指す。
2 助成金の交付を受けようとする企業(以下「請求者」という。)に助成を交付する額は、1企業につき年75万円を上限とする。
3 助成金は予算の範囲内で、適正な請求書の受付日順に交付決定を行うものとし、助成金の交付決定額の累計が予算額を超える場合は、超過部分については交付しないものとする。ただし、同一日に複数の請求書を受付けて請求額の累計が予算額を超過することとなる場合は、当該受付日の請求については予算残額を按分して交付するものとする。

(交付請求)

第4条 助成金の交付を受けようとする企業（以下「請求者」という。）は、輸出を行った翌月末までに長崎港輸出コンテナ助成金交付請求書（第1号様式）に別に定める書類を添えて、センターに提出するものとする。ただし、センターが特別の理由があると認めるときは、この限りではない。

(交付決定)

第5条 センターは、前条の請求書を受理したときは、原則として、その日から14日以内に請求内容を審査し、要件を満たしている場合は助成金の交付を決定する。交付する場合は、その旨当該請求者に長崎港輸出コンテナ助成金交付決定通知書（第2号様式）により通知するとともに助成金を交付し、不交付の場合は長崎港輸出コンテナ助成金不交付決定通知書（第3号様式）により通知する。

(助成金の返還)

第6条 センターは、虚偽の請求又は不正の手段により助成金を受領した者には、当

該助成金の返還を命ずるものとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるほか、当制度の運用について必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年6月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成18年5月18日から実施する。

附 則

この要綱は、平成19年5月25日から実施する。

附 則

この要綱は、平成20年5月28日から実施する。

附 則

この要綱は、平成21年5月20日から実施する。

附 則

この要綱は、平成22年5月21日から施行し、平成22年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成23年5月27日から施行し、平成23年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成24年5月31日から施行し、平成24年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成25年5月31日から施行し、平成25年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成26年5月30日から施行し、平成26年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成27年5月29日から施行し、平成27年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成28年5月31日から施行し、平成28年4月1日以降に長崎港を利用して輸出入がなされたものに係る助成金から適用する。

附 則

この要綱は、平成29年5月31日から施行し、平成29年4月1日以降に長崎港を利用して輸出入がなされたものに係る助成金から適用する。